

第6回地域力創造に
関する有識者会議
説明資料

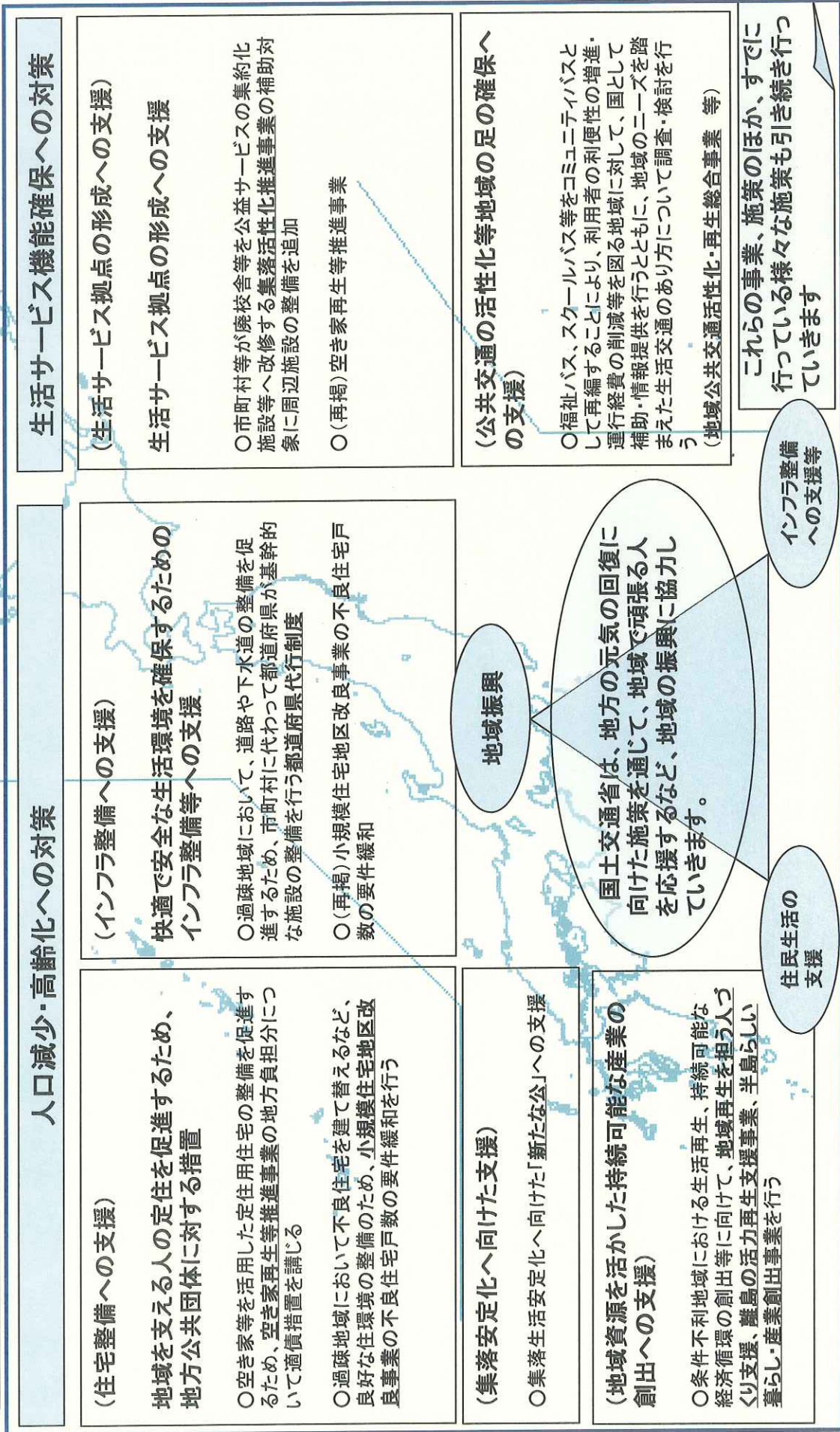
平成21年9月17日(木)
国土交通省

(目 次)

○過疎・集落・条件不利地域の振興	1
（国土交通省の「重点政策2009」（抄））	
○条件不利地域対策	2
離島振興対策	3
豪雪地帯対策	13
半島振興対策	21
○地域活性化対策	26
▪ 集落活性化推進事業	27
▪ 既存施設を活用した集落活性化 方策検討調査	30
▪ 地域再生を担う人づくり支援調査	31
▪ 地域づくりインターン事業 （若者の地方体験交流支援事業）	32
▪ 地域振興アドバイザー派遣制度	33

過疎・集落・条件不利地域の振興（国土交通省の「重点政策2009」（抄））

政府では、地方再生は国の最重要課題との認識のもと「地方再生戦略」をとりまとめ、さまざまな施策に取り組んでいる
 国土交通省は、過疎・集落・条件不利地域の振興のため、次の観点から取り組んでいる



国土交通省総合政策局交通計画課、国土計画局総合計画課、都市・地域整備局地方振興課、離島振興課、下水道部下水道企画課、道路局企画課、住宅局住宅総合整備課住環境整備室、自動車交通局旅客課

条件不利地域対策 (離島、豪雪、半島)

離島振興対策

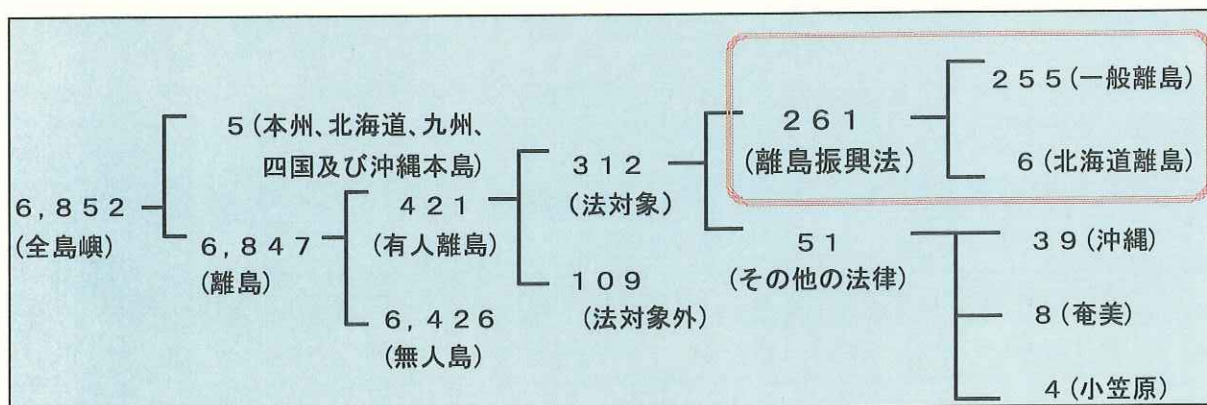
世界有数の多島海洋国・日本。北は礼文島(北海道)から南は沖ノ島(東京都)、東は南鳥島(東京都)から西は与那国島(沖縄県)に至るまで、南北及び東西約4,000kmにわたって広がる広大な海に、大小さまざまな島々が点在しています。

島の基準はさまざまですが、周囲の長さが0.1km以上の陸地を「島」とすれば、「本土」と呼ばれる5島(本州、北海道、四国、九州、沖縄本島)を除いて、その数は6,847にも及びます(海上保安庁調べ)。

また、このうち人が住む有人離島は421島を数えます(平成21年1月現在)。



このうち、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域にある有人離島は261島となっています。



離島振興対策実施地域一覧

都道県名	地域名
1 北海道	礼文島
2	利尻島
3	天売・焼尻
4	奥尻島
5	小島
6 宮城県	大島
7	牡鹿諸島
8	浦戸諸島
9 山形県	飛島
10 東京都	伊豆諸島
11 新潟県	粟島
12	佐渡島
13 石川県	触倉島
14 静岡県	初島
15 愛知県	伊豆三島
16 三重県	志摩諸島
17 兵庫県	沼島・灘
18	家島群島
19 島根県	隠岐島
20	高島

都道県名	地域名
21 岡山県	日生諸島
22	犬島
23	石島
24	児島諸島
25	笠岡諸島
26 広島県	走島群島
27	備後群島
28	芸備群島
29	上大崎群島
30	下大崎群島
31	安芸群島
32 山口県	柱島群島
33	周防大島諸島
34	平郡島
35	熊毛群島
36	周南諸島
37	響灘諸島
38	萩諸島
39 徳島県	伊島
40	出羽島

都道県名	地域名
41 香川県	直島諸島
42	塩飽諸島
43	伊吹島
44 愛媛県	魚島群島
45	上島諸島
46	越智諸島
47	関前諸島
48	来島群島
49	新居大島
50	安居島
51	忽那諸島
52	青島
53	宇和海諸島
54 高知県	沖の島
55 福岡県	筑前諸島
56 佐賀県	玄海諸島
57 長崎県	対馬島
58	壱岐島
59	平戸諸島
60	五島列島

都道県名	地域名
61	蠣ノ浦大島
62	松島
63	伊王島
64	高島
65 熊本県	天草諸島
66 大分県	姫島
67	豊後諸島
68 宮崎県	島野浦島
69	南那珂群島
70 鹿児島県	長島
71	桂島
72	甌島
73	新島
74	種子島
75	屋久島
76	南西諸島

離島振興対策実施地域の現状

- 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域は、現在、76地域が指定されており、総面積は、5,255km²で全国面積の1.4%、総人口は43万4千人で全国人口の0.3%を占めています。
- 離島の人口は一貫して減少傾向で推移し、高齢化率は33.0%と全国に比べ大幅に高くなっています。
- 人口の減少率、高齢化率は、他の条件不利地域と比較しても高くなっています。

○離島振興対策地域の現状

(平成20年4月現在)

区 分	合 計	内 地	北 海 道
地 域 数	76	71	5
指定有人島数	261	255	6
面 積	5,255 km ²	4,838 km ²	417 km ²
(対全国比)	(1.39%)	(1.28%)	(0.11%)
人 口	434千人	420千人	14千人
(対全国比)	(0.34%)	(0.33%)	(0.01%)
関係市町村数	110	104	6

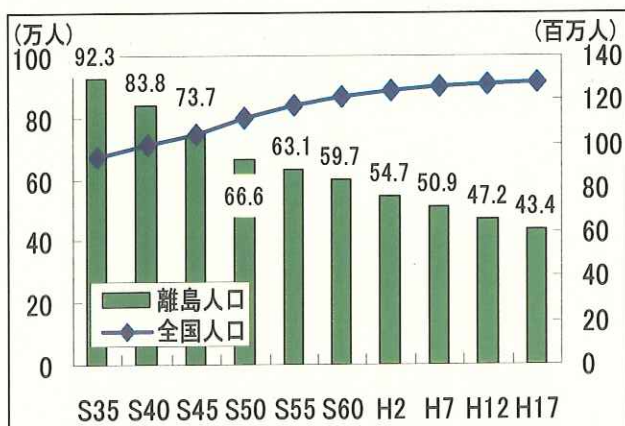
注)人口は、平成17年国勢調査による。

○条件不利地域の人口減少率

	離島	過疎	半島	奄美	沖縄	全国
H2～H7	▲ 6.8%	▲ 5.2%	▲ 1.7%	▲ 4.9%	+ 4.2%	+ 1.6%
H7～H12	▲ 7.2%	▲ 5.4%	▲ 2.3%	▲ 2.6%	+ 3.5%	+ 1.1%
H12～H17	▲ 8.1%	▲ 5.4%	▲ 3.7%	▲ 4.4%	+ 3.3%	+ 0.7%

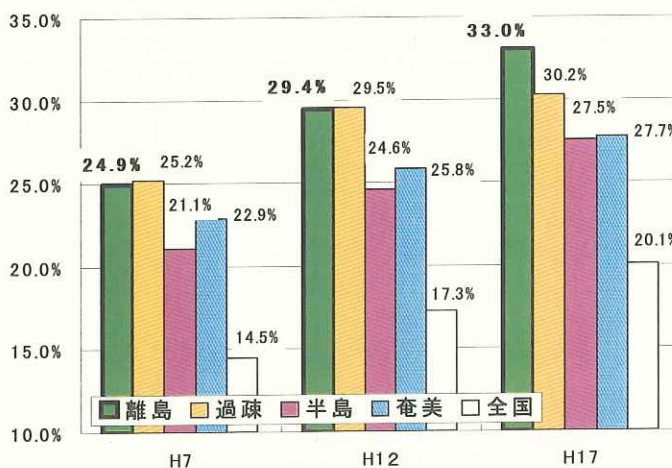
資料:H17国勢調査、離島統計年報2007

○離島の定住人口の推移



資料:H17国勢調査、離島統計年報2007

○条件不利地域の高齢化の推移



資料:H17国勢調査、離島統計年報2007

離島の国家的役割、国民的役割

離島は、日本列島の外縁に広く位置している等の立地条件から、また豊かな自然環境を保全している等の特色ある地域資源を有していることから、国家的役割に加えて、離島住民だけでなく、他の地域の住民に対する国民的役割をも備えています。

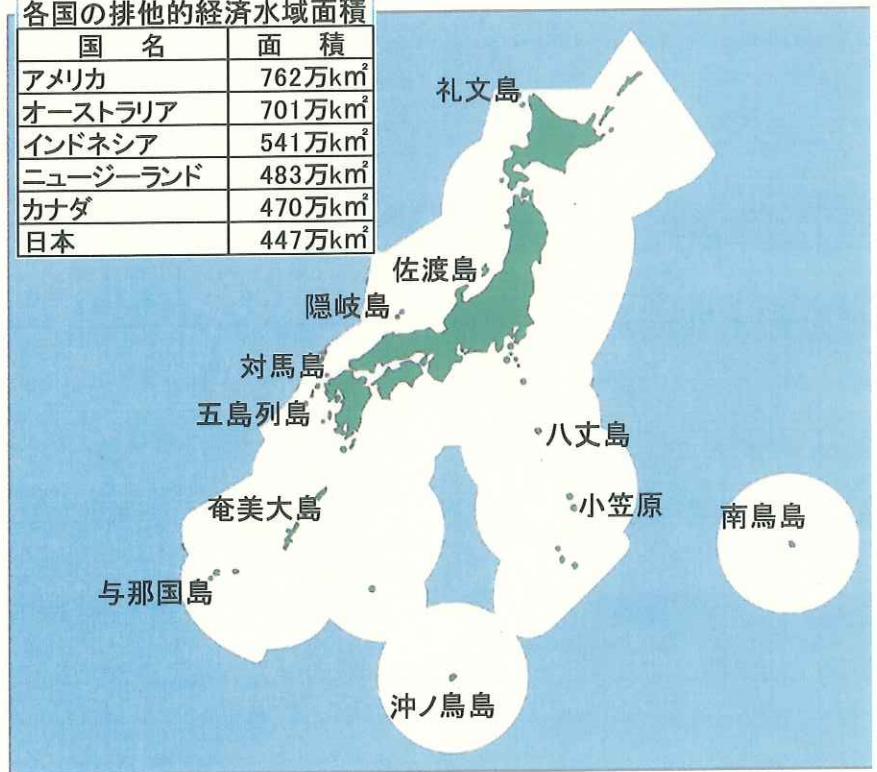
離島の国家的役割

(1) 我が国の領域・排他的経済水域等の確保

我が国の国土面積は約38万km²で、世界の60番目の大きさですが、離島の存在により、排他的経済水域等の面積(447万km²)は、世界で6番目の広さとなっています。

これは国土面積の約12倍に相当し、本土のみに比べ約2倍となっています。

国名	面積
アメリカ	762万km ²
オーストラリア	701万km ²
インドネシア	541万km ²
ニュージーランド	483万km ²
カナダ	470万km ²
日本	447万km ²



(2) 国境に接する沿岸域の管理、海上安全の確保

外国との接点が多い離島では、密漁や密入国等の不法行為に対して、漁業者や住民による早期発見や監視活動が行われています。

また、船舶の緊急避難の受入れ、海難事故の発見・通報、急病人の受入れなど、海上安全の確保に寄与しています。



○台風避難(H15台風14号)のため、島の入り江に錨泊している外国漁船(五島列島)

(3) 海洋資源の利用

豊かな海洋資源に恵まれた離島では、イワガキ、クロマグロの養殖、無人島周辺の漁場の利用、海洋深層水を利用した商品開発など、離島の特性を生かした活動が行われています。



○離島周辺海域を活用したイワガキ養殖(隠岐島)

(4) 国際交流の拠点

外国と直に接する離島は、外国との歴史的なつながりに基づく伝統文化、歴史的遺産等の維持・保存とあわせた、国際交流の拠点としての役割を担っています。



○大陸と日本本土との中継点であった歴史を活かしたイベント(対馬島)

(5) 自然環境の保全

豊かな自然に恵まれた離島では、漂着ゴミの回収、藻場・干潟の保全等の自然環境の保全活動、生態系の保護活動が行われています。



○離島住民等による漂着ゴミの回収(飛島) ○ウミガメの産卵場所となる砂浜(屋久島)

離島の国民的役割

(6) 「癒しの空間」の提供

豊富な自然や個性ある文化に恵まれた離島は、海洋や自然とのふれあいを求める国民の志向の高まりに応える「癒しの空間」としての役割を果たしています。



○離島の野趣あふれる温泉(硫黄島)



○離島の美しい天然の海水浴場(福江島)

離島振興法の概要

(1) 制定及び改正の経緯

離島振興法は、離島地域を有する地方公共団体等の要望の高まりを背景に、昭和28年に議員立法により制定されました。(10年間の時限立法)

現行の離島振興法は、第154回通常国会において所要の改正と有効期限の10ヶ年延長が提案され、平成14年7月12日に成立、同19日に公布、平成15年4月1日から施行されています。

(5回目の改正・延長)

(2) 平成14年改正のポイント

平成14年の改正では、離島振興においては、地域の創意工夫を生かした主体的な取り組みが重要であることから、次のように大幅な改正が行われています。

① 目的に、次の事項を明確化(第1条関係)

- ・離島には、我が国の領域、排他的経済水域等の保全等、国家的役割があること
- ・「後進性の除去」に加え、本土の間で生じる地域差を「価値ある地域差」ととらえ直し、地域の創意工夫を生かしつつ自立的発展を促進すること
- ・国民の利益の増進に寄与すること

② 離島振興計画の作成(第3、4条関係)

都道府県知事が作成した計画に基づき、内閣総理大臣が離島振興計画を定めていた従来の仕組みを改め、国が基本方針を定め、市町村が作成した計画(案)をできる限り反映して、都道県が離島振興計画を定める仕組みへ変更

③ 地域特性と住民の創意工夫を生かした自立を支援する施策(第7条、第18条関係)

- ・ソフト事業、公共事業以外の事業に対する助成措置に係る規定を追加
- ・自然公園法、農地法等における手続きに関して運用面での配慮規定を追加

④ 地域医療の充実(第10条関係)

ドクターヘリに関する規定の明記、無医地区以外の地区での医療の充実を図る規定を追加

⑤ 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実(第13条関係)

高度情報通信ネットワーク等の充実を図る規定を追加

⑥ 地域特性を生かした農林水産業の振興(第14条関係)

基幹産業である農林水産業の振興についての重要性を明確にするとともに、観光業との連携の重要性を明記した規定を追加

⑦ 国内及び国外の地域との交流の促進(第17条関係)

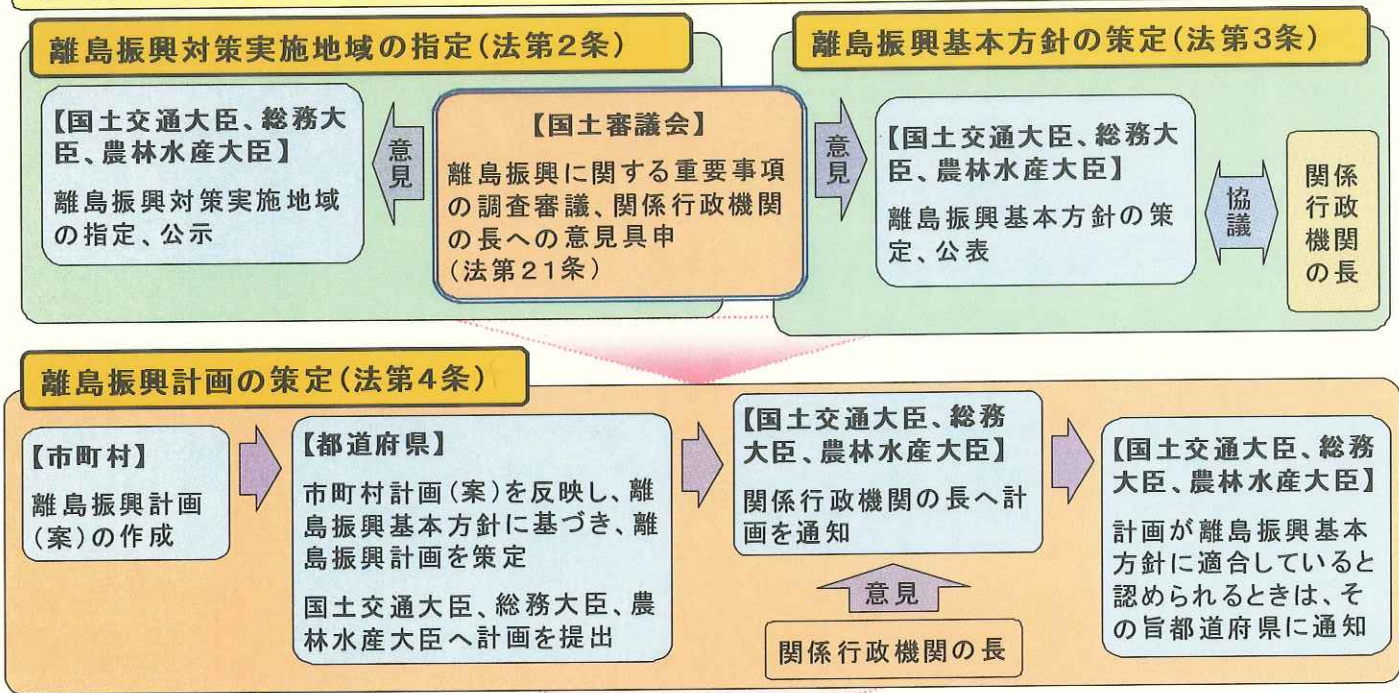
国民の離島に対する理解と関心を高めるとともに、地域の活性化に資するため、離島の地域特性を生かした地域間交流の促進に係る規定を追加

離島振興法(昭和28年法律第72号)

(目的)

第一条 この法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

離島振興法(昭和28年法律第72号)の体系



国、地方公共団体その他の者による、離島振興計画に基づく事業の実施(法第5条)

離島振興法に基づく離島振興施策

- ・ 国の予算への計上(法第6条)
- ・ 補助率の嵩上げ、離島振興計画に基づく事業で政令に定めるものへの補助(法第7条)
- ・ 地方債についての特別の配慮(法第8条)
- ・ 資金の確保その他の援助(法第9条)
- ・ 医療の確保等(法第10条)
- ・ 高齢者の福祉の増進への配慮(法第11条)
- ・ 交通の確保への特別の配慮(法第12条)
- ・ 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実への配慮(法第13条)
- ・ 農林水産業の振興への配慮(法第14条)
- ・ 教育の充実への配慮(法第15条)
- ・ 地域文化の振興への配慮(法第16条)
- ・ 地域間交流の促進への適切な配慮(法第17条)
- ・ 農地法、自然公園法等における配慮(法第18条)
- ・ 国税の特例措置(法第19条)
- ・ 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第20条)

国の負担又は補助の特例(法第7条)

- ・ 港湾、漁港、道路、空港、義務教育施設、保育所、消防機械器具設備(法第7条第1項)
- ・ 災害復旧事業(同第5項)
- ・ 簡易水道(同第6項)
- ・ 他の政令による特例措置(海岸、土地改良等)(同第7項)
- ・ 教員住宅等(同第8項)

離島の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上、国民経済の発展及び国民の利益の増進

離島の公共事業

離島振興関係の公共事業予算については、離島振興計画に基づく公共事業が円滑に遂行されるようにするため、昭和32年の閣議了解に基づき、昭和33年度以降国土交通省（当時は経済企画庁）予算に一括計上されることとなりました。現在は国土交通省設置法附則第2条において一括計上を規定しています。

離島振興予算についての閣議了解事項（昭和32年3月8日）

離島振興関係公共事業（簡易水道及び電気導入を含む）については、各種の事業及び事項に比較的少額の予算が計上されているため、地域毎の総合的な効果を発揮することが著しく困難となっている事情にかんがみ、これらの予算を昭和33年度から経済企画庁の所管に一括して計上し、その使用に際しては、各省庁所管に移し替えるよう措置するものとする。ただし、北海道関係の予算については、従来どおり北海道開発庁所管に計上するものとする。

国土交通省設置法附則第2条（抄）

（所掌事務の特例）

第2条 国土交通省は、第3条の任務を達成するため、第4条各号に掲げる事務のほか、次の表の上覧に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

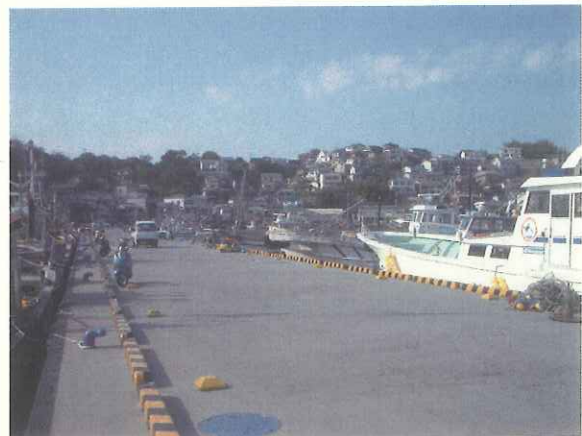
期 限	事 務
平成25年3月31日	離島振興計画（離島振興法第5条第1項に規定する離島振興計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること

離島関係公共事業（一括計上事業）一覧

事業分類	事業内容
治水	河川改修、ダム建設、砂防、地すべり対策等
治山	山地治山、防災林造成、保安林整備、地すべり防止等
海岸	高潮、侵食、海岸環境、耐震等
道路	一般国道・主要地方道・一般都県道・市町村道の改修等
港湾	重要港湾・地方港湾の改修、港湾環境整備等
空港	地方管理空港の建設
都市地域環境整備	道路環境整備（再開発・区画整理事業）、都市水環境整備（自然再生）等
下水道	公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道等
廃棄物処理	汚泥再生処理センター、熱回収施設、最終処分場、浄化槽等
水道	簡易水道
都市公園	住区基幹公園、都市基幹公園等
農業農村整備	かんがい排水、経営体育成基盤整備、農道整備、農業集落排水等
森林整備	造林、林道整備、森林居住環境整備等
水産基盤整備	水産物供給基盤整備、水産資源環境整備、漁村総合整備等



広島県呉市 豊島(離島架橋整備)
※H20.11.18豊島大橋開通



兵庫県姫路市 坊勢島(離島水産基盤整備)

平成21年度 離島振興関係予算

(公 共 事 業)

(単位：百万円)

事 項	平成20年度	平成21年度	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	平成20年度	平成20年度
	当初予算額 (A)	決定額 (B)			補正予算額 (1次)	補正予算額 (2次)
治水・治山	8,623	8,260	△ 363	0.96	499	16
治水	3,886	3,812	△ 74	0.98	30	5
治山	1,635	1,577	△ 58	0.96	399	0
海岸	3,102	2,871	△ 231	0.93	70	11
道路	17,838	13,566	△ 4,272	0.76	614	147
港湾空港鉄道等	13,072	11,788	△ 1,284	0.90	871	272
港湾	12,385	11,097	△ 1,288	0.90	821	272
空港	687	691	4	1.01	50	0
都市地域環境整備(仮称)	47	34	△ 13	0.72	0	0
下水道・水道・廃棄物処理等	4,865	6,694	1,829	1.38	0	0
下水道	2,368	2,000	△ 368	0.84	0	0
簡易水道	2,020	1,879	△ 141	0.93	0	0
廃棄物処理	452	2,765	2,313	6.12	0	0
都市公園	25	50	25	2.00	0	0
農業農村整備	6,650	6,432	△ 218	0.97	0	0
森林水産基盤整備	26,839	24,456	△ 2,383	0.91	333	24
森林整備	1,291	1,177	△ 114	0.91	20	0
水産基盤整備	25,548	23,279	△ 2,269	0.91	313	24
計	77,934	71,230	△ 6,704	0.91	2,317	459

(非 公 共 事 業)

(単位：百万円)

事 項	平成20年度	平成21年度	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	平成20年度	平成20年度
	当初予算額 (A)	決定額 (B)			補正予算額 (1次)	補正予算額 (2次)
離島体験滞在交流促進事業	183	184	1	1.00		
離島振興対策調査費等	57	54	△ 3	0.94		
計	241	238	△ 2	0.99		

(注) 本表における計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計した額と一致しないところがある。

主な非公共事業の概要

島づくり地方再生推進調査

地方自らの創意工夫を前提に、島づくりの先導的な取組(モデル調査、社会的実験)を支援することを通じ新たな島づくりの担い手の育成、産業振興、観光振興及び離島における雇用機会の確保・創出等により、離島地域の再生・活性化を図る調査事業です。

アイランダーの開催

全国の離島が東京に集まり、離島の魅力を都市の住民にPRすることで、交流人口の拡大、UJターン促進などによる離島の活性化を目的としています。

フーデックスへの参加

国際的な食品博へ参加することにより、離島特産品の販路拡大のためのPRを行います。



フーデックス2009の様子

離島体験滞在交流促進事業

離島自らの創意工夫による自立的発展を促進するため、市町村が主体となって実施する事業(島の特性を活かした体験事業等を実施するための施設の整備、施設を有効に活用するための活用プログラムの作成、人材の育成及び、交流活動の活発化を推進していく交流事業など)に要する経費について、都道府県に対して補助を行っています。



鹿児島県三島村 硫黄島
ジャンバスクール

離島振興対策実施地域における税制特例、融資制度の概要

○離島振興対策実施地域における税制特例

(平成21年4月1日現在)

特例措置	内 容												
特別償却 (所得税) (法人税)	<p>次の事業の用に供する資産を取得した場合、当該資産を事業の用に供した最初の事業年度に限り、通常の償却額に、取得価額の一定割合を特別償却額として加算することができる特例による課税の繰延べ</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事業</th> <th style="width: 20%;">製造業</th> <th style="width: 20%;">農林水産物等 販売業</th> <th style="width: 20%;">旅館業 (過疎地域に類する地区)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>償却割合</td> <td>建物・附属設備 機械・装置</td> <td>6% 10%</td> <td>建物・附属設備 6%</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">2,000万円超</td> </tr> </tbody> </table>	事業	製造業	農林水産物等 販売業	旅館業 (過疎地域に類する地区)	償却割合	建物・附属設備 機械・装置	6% 10%	建物・附属設備 6%	取得価額	2,000万円超		
事業	製造業	農林水産物等 販売業	旅館業 (過疎地域に類する地区)										
償却割合	建物・附属設備 機械・装置	6% 10%	建物・附属設備 6%										
取得価額	2,000万円超												
買換特例 (所得税) (法人税)	<p>離島振興対策実施地域外にある特定の事業用資産を譲渡し、当該事業年度に離島振興対策実施地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みであるときは、当該譲渡による譲渡益の一部(80%)について、課税の繰延べ</p>												
課税免除又は 不均一課税 (地方税)	<p>地方公共団体が、条例に基づき、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税を一部又は全部免除する優遇措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業税 (製造業、旅館業、ソフトウェア業) (個人の営む畜産業・水産業・薪炭製造業) ・ 不動産取得税 (製造業、旅館業、ソフトウェア業) ・ 固定資産税 (製造業、旅館業、ソフトウェア業) <p style="text-align: right;">(詳細は、都道府県、市町村の税務担当までお問い合わせください。)</p>												



製造業のイメージ



農林水産物等販売業のイメージ



旅館業のイメージ

○離島振興対策実施地域における低利貸付

(平成21年4月1日現在)

	日本政策金融公庫	
	中小企業事業	国民生活事業
資金名	地域活性化・雇用促進資金	
貸付対象	3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者	
資金使途	雇用創出効果が見込まれる設備を取得するために必要な設備資金及び運転資金	
融資額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円) ・ 代理貸付 1億2千万円 	7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)
返済期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備資金 20年以内<据置期間2年以内> ・ 運転資金 7年以内<据置期間1年以内> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備資金 15年以内<据置期間2年以内> ・ 運転資金 15年以内<据置期間2年以内>
利率	基準利率、特別利率①、③	

海洋基本法の概要

海洋政策の基本理念、海洋に関する国の基本的施策等を定めた海洋基本法が平成19年7月20日に施行されました。

海洋基本法には、海洋に関する基本的施策の一つとして「離島の保全等」が位置づけられ、離島が海洋政策上重要な役割を担っていること、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用等のほか、住民の生活基盤の整備に必要な措置を講ずることが規定されています。

○海洋基本法の目的

海洋が人類等の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海洋法条約等に基づく国際的協調の下、新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、海洋基本計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

海洋基本法(平成19年法律第33号)

(離島の保全等)

第二十六条 国は、離島が我が国の領海及び排他的経済水域等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、離島に関し、海岸等の保全、海上交通の安全の確保並びに海洋資源の開発及び利用のための施設の整備、周辺の海域の自然環境の保全、住民の生活基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

海洋基本計画の概要 (平成20年3月18日閣議決定)

●計画期間:5カ年間(5年後(平成24年度)を見通して策定)

●目指すべき政策目標

目標1 **海洋における全人類的課題への先導的挑戦**

目標2 **豊かな海洋資源や海洋空間の持続可能な利用に向けた礎づくり**

目標3 **安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献**

第1部 基本的な方針

- ① 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和
- ② 海洋の安全の確保
- ③ 科学的知見の充実
- ④ 海洋産業の健全な発展
- ⑤ 海洋の総合的管理
- ⑥ 海洋に関する国際的協調

第2部 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ① 海洋資源の開発及び利用の推進
- ② 海洋環境の保全等
- ③ 排他的経済水域等の開発等の推進
- ④ 海上輸送の確保
- ⑤ 海洋の安全の確保
- ⑥ 海洋調査の推進
- ⑦ 海洋科学技術に関する研究開発の推進等
- ⑧ 海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- ⑨ 沿岸域の総合的管理
- ⑩ 離島の保全等
離島の保全・管理に関する基本的方針の策定、創意工夫を生かした産業振興等による離島の振興。
- ⑪ 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- ⑫ 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上

海洋と人類の共生への貢献

第3部 その他必要な事項

施策の効果的な実施、関係者の責務及び相互の連携・協力、情報の積極的な公表

(1) 豪雪地帯対策特別措置法の概要

恒常的な降積雪に見舞われ、産業の発展や生活水準の向上が阻害されている豪雪地帯に対しては、豪雪地帯対策特別措置法に基づき、国及び地方公共団体によって、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する豪雪地帯対策事業を実施し、当該地域における産業の振興と民生の安定向上を図ります。

①豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定することとされています。

また、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、国土審議会の議決を経て国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が定める基準に従って、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定することとされています。

②道府県豪雪地帯対策基本計画の策定

地域の特性に応じた豪雪地帯対策を推進するため、豪雪地帯に係る道府県の知事は、関係市町村長の意見を聴いて、道府県豪雪地帯対策基本計画を定めることができるとされています。

また、道府県豪雪地帯対策基本計画は、国の豪雪地帯対策基本計画に適合するとともに、地域における創意工夫を生かしつつ、その活性化に資するよう定めることとされています。

○道府県豪雪地帯対策基本計画の内容

道府県が豪雪地帯対策を推進するために必要な次の事項について定めます。

- ・豪雪地帯の振興に関する基本的な事項
- ・交通及び通信の確保に関する事項
- ・農林業、商工業その他の産業の振興に関する事項
- ・生活環境施設の整備に関する事項
- ・国土保全施設の整備に関する事項
- ・雪害の防除等に関する調査研究及び降積雪に係る情報の収集等の体制の整備に関する事項
- ・除排雪についての住民の協力体制の整備及び地域の特性を生かした地域間交流の促進等に関する事項
- ・その他豪雪地帯対策に関し必要な事項

③具体的な支援措置

豪雪地帯対策基本計画の円滑な達成を図るとともに、地域産業の振興等による雇用機会の創出と地域経済力の強化に資するため、財政、金融、税制等様々な側面からの支援措置が講じられています。

ア 財政上の措置

豪雪地帯の振興上重要な道路・施設の整備等を促進するため、関係省庁において、各種の財政上の支援措置が講じられています

- ・基幹的市町村道の道府県代行制度(豪雪地帯対策特別措置法第14条による)
- ・公立小・中学校等の分校の校舎等の負担割合のかさ上げ(同法第15条による)
- ・その他の主要措置

豪雪地帯対策特別事業の実施、雪崩対策事業の実施、民間社会福祉施設の除雪の実施等

イ 金融上の措置

- ・企業活力強化貸付制度(株式会社日本政策金融公庫による融資。昭和63年から実施)

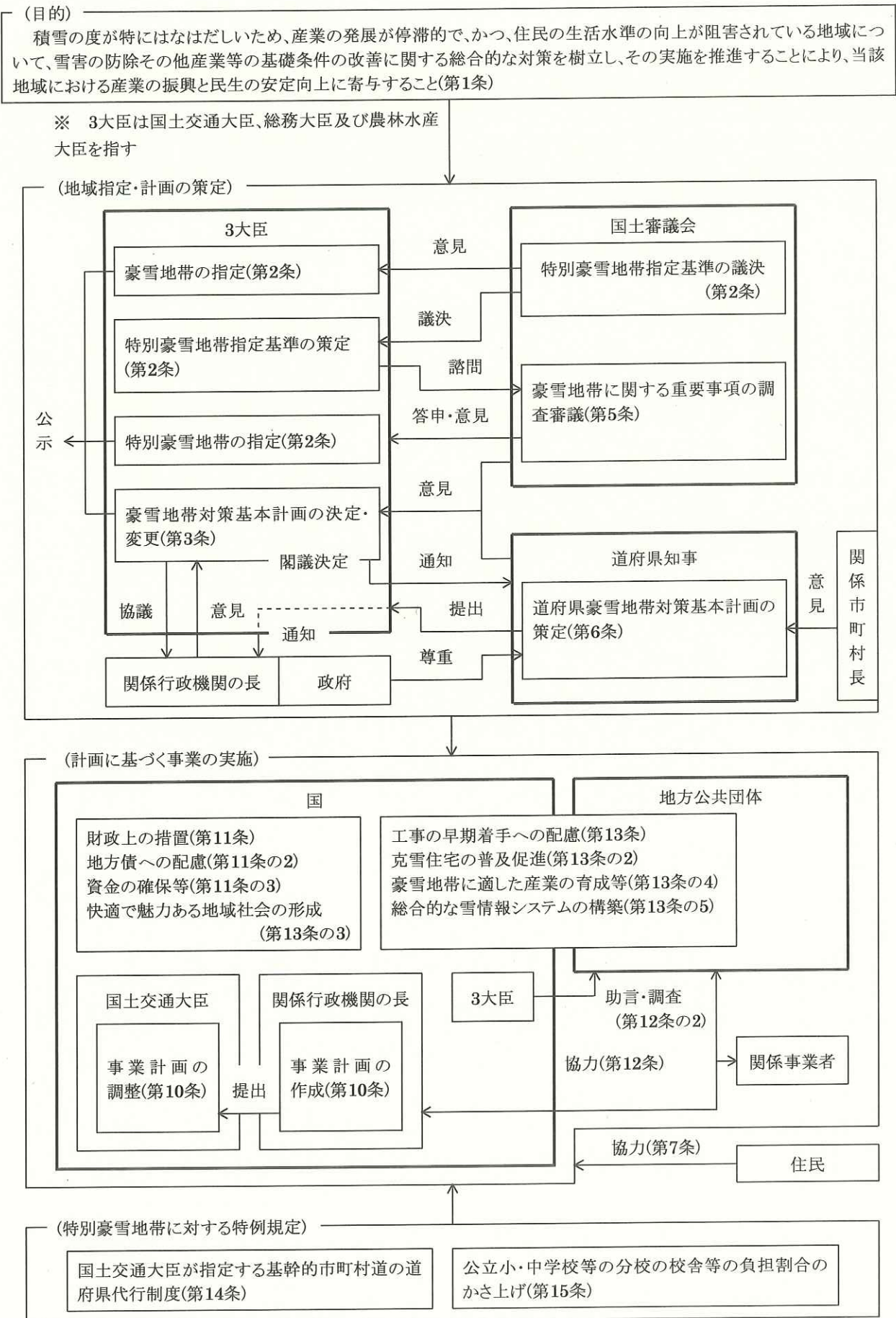
ウ 税制上の措置

- ・特別豪雪地帯における高床式住宅に対する課税の特例(所得税・法人税)

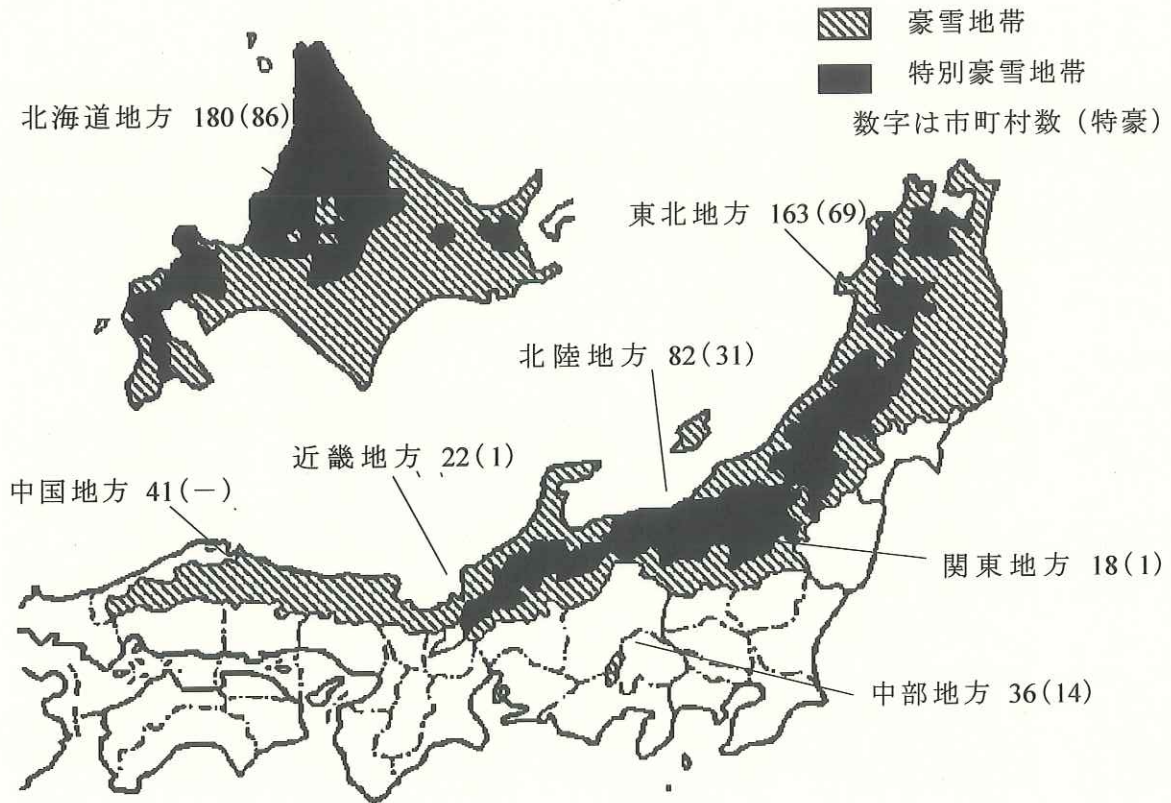
豪雪地帯対策特別措置法の制定・改正の主な経緯

年	制定・改正の内容
昭和37年	豪雪地帯対策特別措置法の制定
昭和45年	特別豪雪地帯の指定に関する改正
昭和46年	特別豪雪地帯に対する特例措置に関する改正(10年間の時限措置)
昭和57年	特別豪雪地帯に対する特例措置の10年間延長
平成4年	道府県豪雪地帯対策基本計画制度の創設 配慮規定の追加 特別豪雪地帯に対する特例措置の10年間延長
平成14年	配慮規定の追加 特別豪雪地帯に対する特例措置の10年間延長

(参考) 豪雪地帯対策特別措置法の仕組み



(2) 豪雪地帯の地域指定図



区分	全国	豪雪地帯(対全国比%)	
			うち特別豪雪地帯(対全国比%)
人口(千人)	127,768	20,132(15.8)	3,384(2.6)
面積(km ²)	377,899	191,929(50.8)	74,891(19.8)
市町村数	1,789	542(30.3)	202(11.3)

注1) 市町村(特別区は1とする。)数は平成20年4月1日現在。人口は平成17年国勢調査による。

注2) 面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成15年4月1日時点)による。

(3) 豪雪地帯対策特別事業

① 目的

安全安心な雪国の形成を図るため、豪雪地帯において、道府県豪雪地帯対策基本計画(豪雪地帯対策特別措置法第6条)の推進に係るモデル計画の実施に必要な施設の整備、克雪体制の整備を行うとともに、特に積雪が多い特別豪雪地帯においては、先導的で実践型の取り組みによる克雪・利雪に関する新しい技術の開発や普及を推進することを目的としています。

② 概要

(I) 安全安心な雪国創造事業(平成19年度～平成23年度)

道府県豪雪地帯対策基本計画推進モデル計画に基づき、快適な冬の生活環境づくりのための克雪施設や高齢化社会への対応に必要な高齢者支援施設の整備に加えて、高齢者世帯等の冬期生活を支援する克雪体制整備のソフト対策を総合的に実施する取り組みに対して補助を行います。

(1) 事業主体:豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯の市町村(但し、ii は特別豪雪地帯の市町村(同第2項))

(2) 補助率: 1/2以内

(3) 事業実施期間: 原則4か年度

(4) 補助対象

i. 施設の整備

ア) 克雪施設

流雪溝等の除排雪施設、除雪用機械等(雪処理に関する克雪体制整備を併せて整備)

イ) 高齢者支援施設

高齢者用冬期共同住宅及びこれに付随する高齢者移送サービス用車両等



克雪施設
(流雪溝)



高齢者支援施設
(高齢者用冬期居住住宅)

ii. 高齢者世帯等冬期生活支援の克雪体制整備[追加]

(i の施設整備を実施する市町村において整備することができ、i の施設整備と異なる地区において整備可)

ア) 高齢者世帯等冬期生活支援計画の策定

高齢者等住民のニーズ・意見を反映した、高齢者世帯等の安全で快適な冬期の生活環境づくりのための総合的な計画

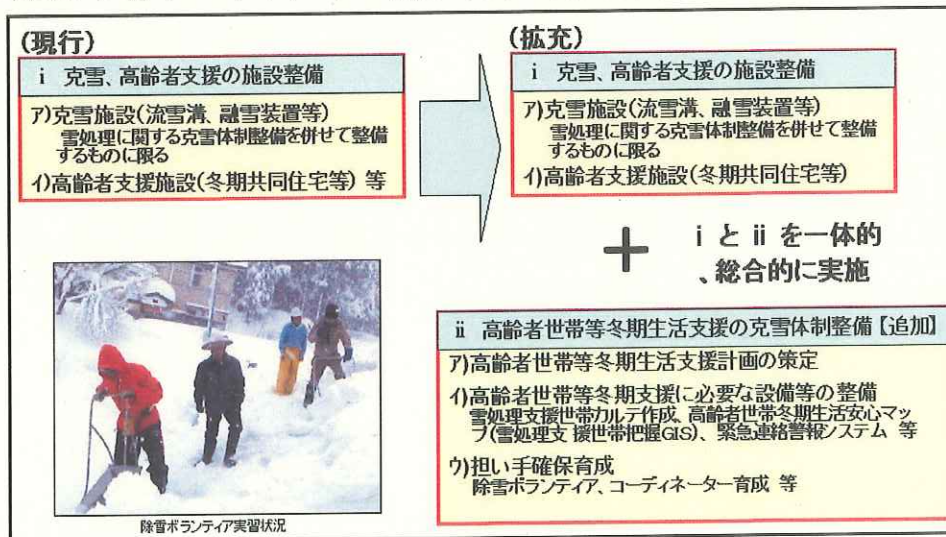
計画内容は高齢者世帯等の冬期生活の課題、冬期生活支援の基本方針、対策、関係機関の役割等について記載

イ) 高齢者世帯等冬期生活支援に必要な設備等の整備

- ・雪処理支援カルテ(雪処理が困難な高齢者世帯等の冬期生活状況や除雪状況等を把握するための台帳システム)
- ・高齢者世帯等冬期生活安心マップ(上記カルテの内容を地図上で容易に把握できるシステム)
- ・緊急連絡警報システム(雪処理の事故発生等災害時に高齢者世帯と市町村間等で連絡警報するシステム) 等

ウ) 担い手確保育成

除雪ボランティア、コーディネーター育成のための研修会、講習会の開催 等



安全安心な雪国創造事業の概要

(II) 特別豪雪地帯先導的事業導入推進事業(平成17年度～平成21年度)

特に積雪が多い特別豪雪地帯において、先導的で実践型の克雪・利雪技術を導入した施設の整備、技術の開発・普及促進に係る活動に対する補助を行います。

- (1) 事業主体: 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯の市町村
- (2) 補助率: 1/2以内
- (3) 事業実施期間: 原則単年度

(4) 補助対象

ア)先導的克雪施設

- ・ローカルエネルギー*を利用した消融雪施設(例:下水熱等の都市排熱を利用した消融雪施設)
- ・省エネルギー型消融雪施設(例:大地熱を利用した消融雪施設)
- ・自然環境に配慮した消融雪施設(例:雪に混入した生活ゴミ等を分離除去し海へ排水する消融雪施設)
- ・雪情報システム(例:除排雪車運行管理システム)

等、先導的・実践的な技術を活用した施設

※ローカルエネルギー:特定の箇所に存在する再生可能なエネルギー

イ)先導的利雪施設

雪室、氷室、雪冷房システム等、先導的・実践的な技術を活用した施設

ウ)克雪・利雪普及活動

先導的な克雪・利雪技術等に関する調査、技術展示会、シンポジウム等に要する経費等

豪雪地帯対策特別事業の具体的事例

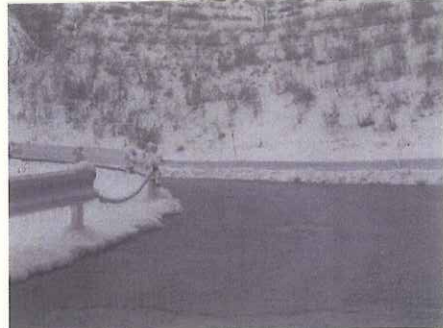
- 福井県南越前町(個性と活力に満ちた雪国創造事業、H17完)

水の少ない地域で、温泉廃湯を有効利用し、急カーブ箇所などの路面流水を実施

実施前



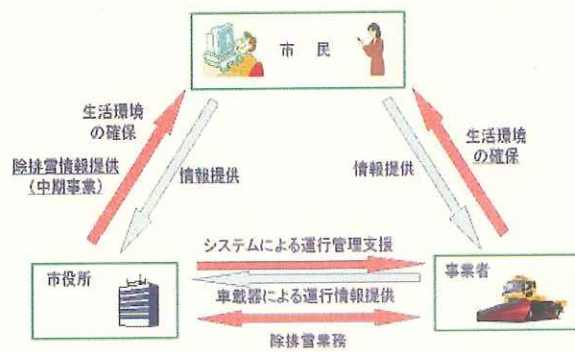
実施後



路面流水による融雪

- 青森県青森市(特別豪雪地帯先導的的事业導入推進事業、H18完)

GPS端末を活用し除排雪車の効率的な運行を図る除排雪車運行管理システムの整備と、本システムを活用したホームページによる市民への除排雪状況の情報提供



除排雪車運行管理システムイメージ



ホームページによる情報提供

(4) 豪雪地帯の個性ある活性化推進等に関する調査

当課では、平成21年度に以下の調査を予定しています。

- ① 雪国の豊かな暮らし継承方策調査

人口減少、高齢化が進行し、集落機能の低下等により雪処理の対応が困難となっている集落について、平成20年度の検討を踏まえ、集落移転、冬期集落移住、部分居住を含めた対策の実現の可能性や実施手法に関する検討を行います。

- ② 豪雪地帯基礎調査

豪雪地帯の現状を把握し、今後の豪雪地帯対策推進の基礎資料とするため、降積雪量、雪害、施設状況等豪雪地帯に係る基礎的データを収集し分析・検討を行います。

半島振興対策の推進

(1) 半島振興の経緯と目的

半島地域は、三方を海に囲まれ、幹線交通体系から離れているなどの制約の下にあり、産業基盤や生活環境の整備等について他の地域と比較して低位にあります。このようなことから、多くの半島地域は、人口の減少、高齢化の進行など様々な課題を抱え、地域住民の生活の向上、国土の均衡ある発展等の観点から、こうした半島地域の振興を図ることの重要性が強く指摘されるようになりました。

このような状況を踏まえ、昭和60年、半島振興法が10年間の時限立法として制定されました。

平成17年3月に、依然として半島地域の活性化のための支援が求められている状況を踏まえて、2度目の期限延長がなされました。

また、その際、①法律の目的への「半島地域の自立的発展」の追加、②半島振興計画の記載事項の追加(国土保全施設等の整備、地域間交流の促進)、③国等の配慮規定の追加・拡充(高度情報通信ネットワークを活用した通信体系の充実、農林水産業の振興・地域間交流の促進)、④地方公共団体の不均一課税時の減収補てん措置の拡充(旅館業の追加)等の改正も行われました。



海・山・里が同居する半島地域の風景(北松浦地域)

(2) 半島振興法の概要

①半島振興対策実施地域の指定

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、都道府県知事の申請に基づき、半島振興対策実施地域を指定することとされています。(現在、23地域(22道府県))

②半島振興計画の作成

半島振興対策実施地域の関係都道府県知事は、半島振興計画を作成しなければならないこととされています。(あらかじめ、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議し、その同意を得ることが必要)

なお、同意にあたっては、3大臣は関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないものとされています。

半島振興計画は、おおむね10年間の計画となっており、地域の創意・工夫と主体的取組による地域づくりを進めることを基本として、自然環境、伝統文化等に対する国民の認識の高まりや国際化、情報化、技術の高度化など新しい時代の動向を勘案しつつ、地域の特性に応じた計画が策定されています。

○ 半島振興計画の内容

半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興に関し必要な次の事項について定めます。

- ・振興の基本的方針に関する事項
- ・基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項
- ・農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- ・水資源の開発及び利用に関する事項
- ・生活環境の整備に関する事項
- ・高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
- ・教育及び文化の振興に関する事項
- ・国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
- ・水害、風害、地震災害(地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。)その他の災害を防止するために必要な国土保全施設等の整備に関する事項
- ・その他半島振興に関し必要な事項

③具体的な支援措置

半島振興計画の円滑な達成等を図るとともに、地域産業の振興等による雇用機会の創出と地域経済力の強化に資するため、財政、金融、税制等様々な側面からの支援措置が講じられています。

ア 財政上の措置

半島地域の振興上重要な道路・施設の整備等を促進するため、関係省庁において、各種の財政上の支援措置が講じられています。

- ・半島循環道路等の整備
- ・基幹的な市町村道等の都道府県代行整備
- ・地方税の不均一課税に伴う措置
- ・その他の主要措置

辺地法の対象地域の拡大、農道整備事業の採択基準の緩和、地方道(都道府県道)の1次改築に係る採択基準の緩和、広域化促進地域上水道施設整備事業の補助採択基準の緩和等

イ 金融上の措置

- ・企業活力強化貸付制度(株式会社日本政策金融公庫による融資。昭和62年度から実施)

ウ 税制上の措置

半島振興対策実施地域内に企業を誘致育成し、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図るため、税制上以下のような支援措置が講じられています(国税:所得税・法人税)。

- ・特別償却(製造業・旅館業)
- ・事業用資産の買換え等の特例

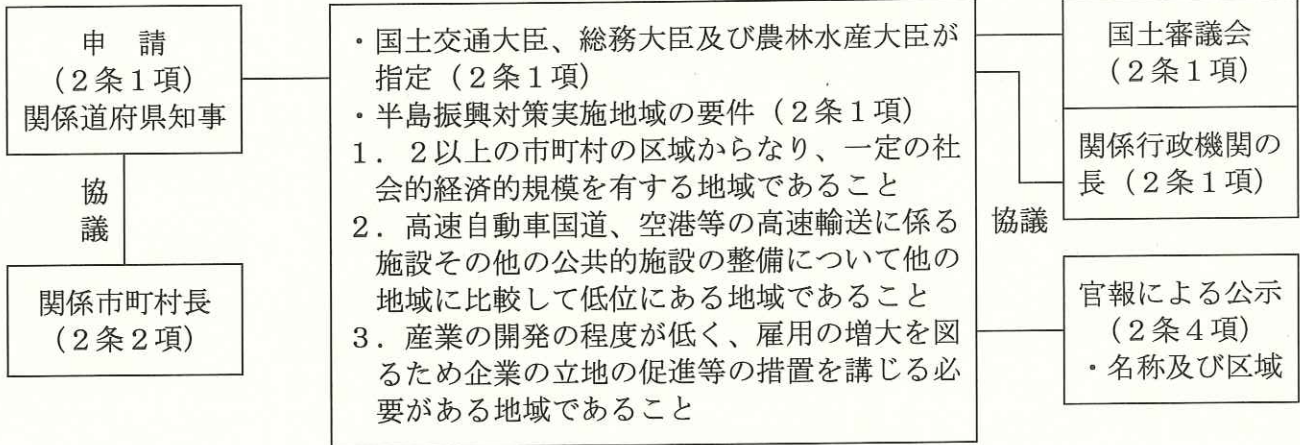
半島振興法のスキーム

目的（1条）

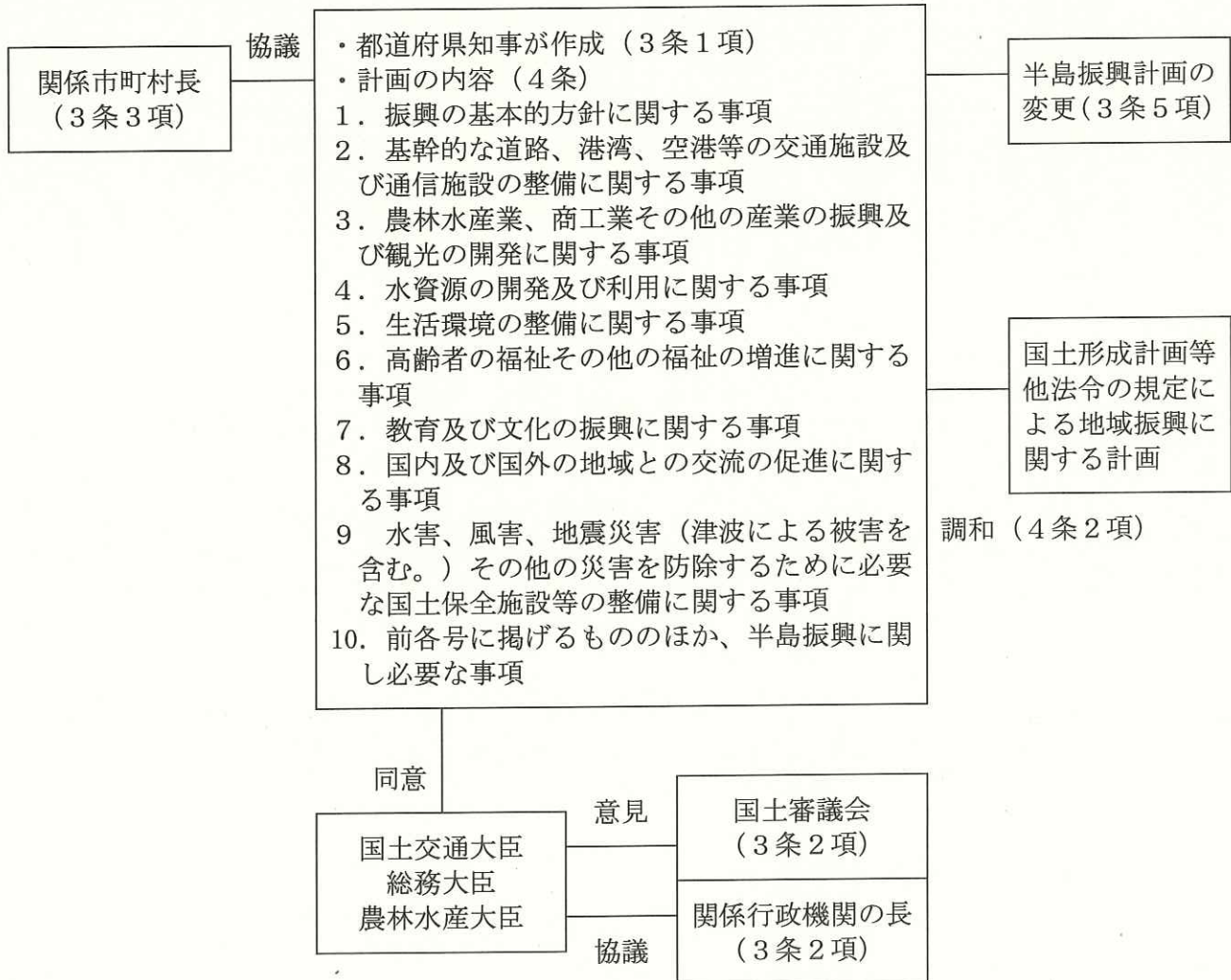
半島地域（架橋離島を含む。）について、広域的かつ総合的な特別対策の実施による地域振興

→半島地域の自立的発展・地域住民の生活の向上・国土の均衡ある発展

<地域指定>



<半島振興計画の作成等>



半島振興対策実施地域名一覧

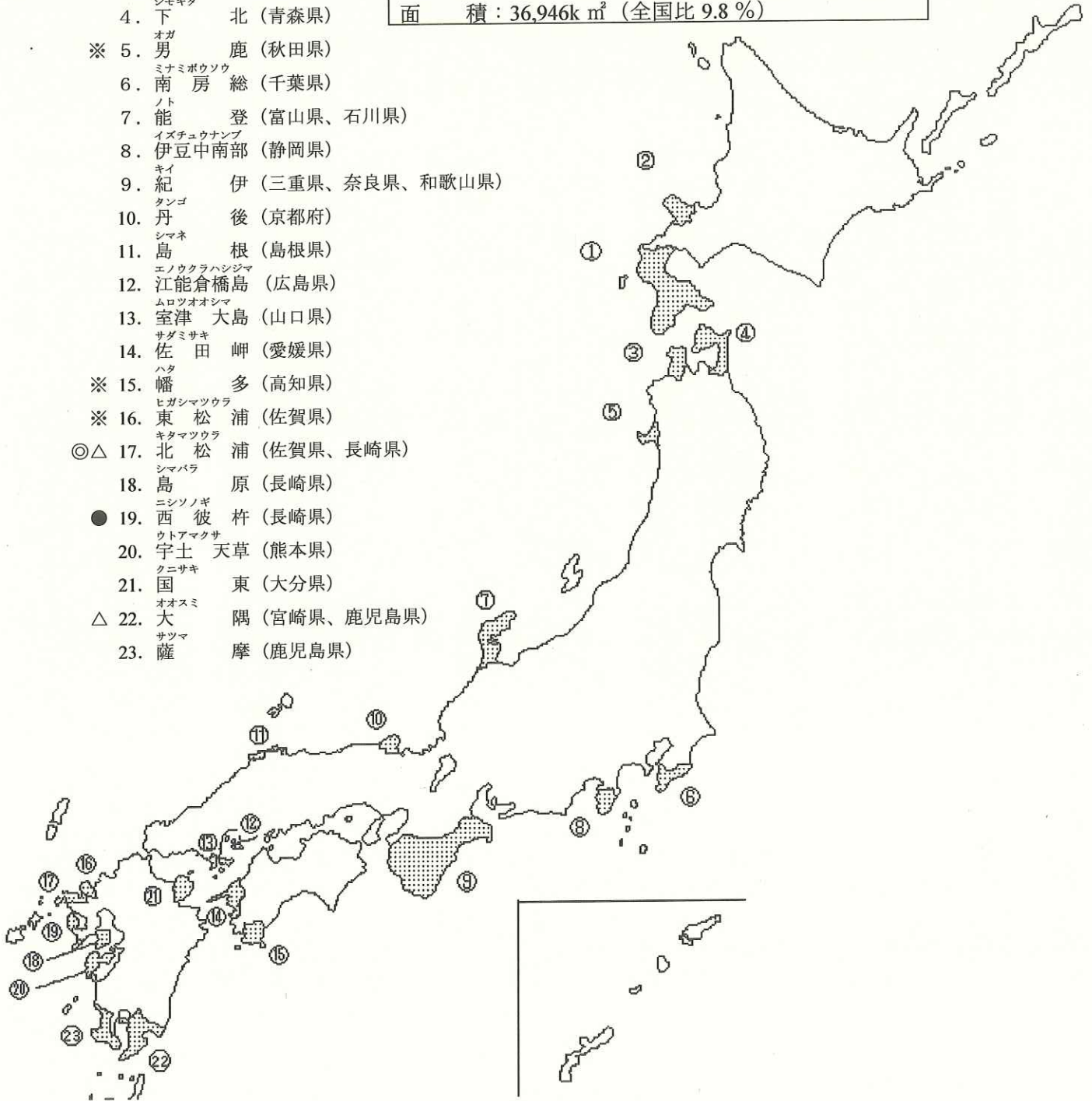
1. 渡島 (北海道)
- ※ 2. 積丹 (北海道)
3. 津軽 (青森県)
4. 下北 (青森県)
- ※ 5. オガ男 鹿 (秋田県)
6. ミナミボウソウ 南房総 (千葉県)
7. ノト 能登 (富山県、石川県)
8. イズチュウナンブ 伊豆中南部 (静岡県)
9. キイ 紀伊 (三重県、奈良県、和歌山県)
10. タンゴ 丹後 (京都府)
11. シマネ 島根 (島根県)
12. エノウクラハシジマ 江能倉橋島 (広島県)
13. ムロツオオシマ 室津大島 (山口県)
14. サダミサキ 佐田岬 (愛媛県)
- ※ 15. ハタ 幡多 (高知県)
- ※ 16. ヒガシマツウラ 東松浦 (佐賀県)
- ◎△ 17. キタマツウラ 北松浦 (佐賀県、長崎県)
18. シマハラ 島原 (長崎県)
- 19. ニシツノギ 西彼杵 (長崎県)
20. ウトアマクサ 宇土天草 (熊本県)
21. クニサキ 国東 (大分県)
- △ 22. オオスマ 大隅 (宮崎県、鹿児島県)
23. サツマ 薩摩 (鹿児島県)

全国の半島地域の概況

市町村数：196 (平成 19 年 12 月 1 日現在)

人口：4,544 千人 (平成 17 年、全国比 3.6%)

面積：36,946k m² (全国比 9.8%)



(注) ※印は、昭和 63 年 12 月 23 日付け追加指定地域

△印は、昭和 63 年 12 月 23 日付け既指定地域の拡大地域

◎印は、平成 4 年 12 月 11 日付け既指定地域の拡大地域

●印は、平成 12 年 12 月 20 日付け既指定地域の拡大地域

(3) 半島振興室における事業について

○半島らしい暮らし・産業創出事業

①半島らしい暮らし・産業創生調査

「半島地域の発展に役立つことをやってみたい」、「半島地域の海・山の幸を生かした新しいビジネスを展開したい」といった意欲を持ったNPO法人等から公募によりアイデア・プランを募集し、一定額の活動費を支給して、現地で実際に活動してもらうモデル調査です。

平成18年度、19年度、20年度で計44団体を採択し、各地で地域に根ざしたユニークな活動が展開されています。

●採択事例から

《スズビトの顔が見えるお土産を作ろうプロジェクト》

能登の風土でしか育たないと言われる「能登大納言小豆」は、金沢の和菓子屋さんなどで重宝される一方で、産地である能登には、この作物を使ったお土産がありませんでした。「能登大納言小豆を使ったお土産を作ろう!」、メンバーは、農業や食品製造には素人の異分野の若い女性達。小豆づくりを学ぶことから始めて1年、「姫どら」というかわいいどら焼きが生まれました。

(18年度・石川県珠洲市)

《下北半島自然図鑑出版プロジェクト》

「半島には、ボランティアな人の繋がりが支える人情的経済というものが存在する」。下北在住のプロ・アマの写真家達は、地元のマタギ、漁師、ボランティアの人達の協力を得ながら、下北の四季の山に分け入り、野生動植物の記録を撮り続けました。「荒れていく自然の資源的な価値を見直し、自然保護の意識の底上げにつなげたい」。彼らの思いは、写真集『下北半島自然観察ノート』としてまとめられました。

(19年度・青森県むつ市)

《幡多半島エコツアールート探訪プロジェクト》

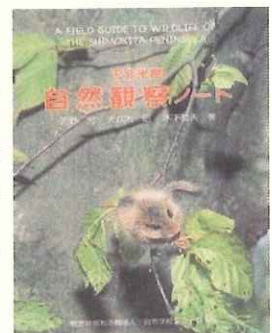
幡多半島はリアス式の独特の海岸線を有し、陸・海の自然の魅力が詰まっています。「地域資源の見直しや発掘をしてそれらの活用方法を見つけよう」。地元の「エコツアーガイド養成講習会」修了者が中心となり、幡多半島の自然を体験できる地域密着型エコツアーの可能性を求め、陸のトレッキングルート、海のシーカヤックルートのモデルツアーを実施し、ルートマップを作成しました。参加者との交流を通して、住民も地域の魅力を再発見することができました。

(20年度・高知県土佐清水市)

②半島地域づくり会議

海上交通の要衝であった半島地域は、経済・文化の交流の拠点として栄えた歴史を持っています。一方、陸上交通が主体となった今日では、高齢化の進行や鳥獣害被害の拡大等共通の課題を抱えています。こうした半島地域の人達が一堂に会し、「ともに歩き、語り、考える」ことを通じ、半島地域ならではの地域づくりの筋道を模索するための「半島地域づくり会議」を開催しています。

(開催地:18年度・能登地域、19年度・宇土天草地域、20年度・幡多地域)



地域活性化対策

集落活性化推進事業

① 目的

人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域(過疎、山村、半島、離島、豪雪地域)において、定住人口・滞在人口の流出抑制を目的として、集約化による公益サービスの維持確保、地域産業の活性化及び地域間交流の促進を図るため、市町村等が行う廃校舎等の既存公共施設を活用した施設整備等を支援します。

② 事業概要

1) 対象地域: 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域

2) 補助対象

既存の公共施設を再編・再生する事業であって、以下のいずれかに該当する事業の実施に必要な施設の整備(設計、付帯設備等を含む。)及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等。

ア) 地域ストック再編事業

地域住民に対する様々な公益サービス機能を維持するため、既存公共施設を再編し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業

イ) 地域ストック再生事業

農林漁業、伝統工芸及びコミュニティビジネス等地域産業の活性化又は地域と地域外との交流の活発化を図るため、既存公共施設を再生し、産業、交流等の用途に供する事業

3) 事業主体: 対象地域を含む市町村等

4) 補助率: 1/2以内

③ 採択について

ア) 当事業では、新規採択時において、以下の視点から各事業の評価を行います。

<事業内容の適合性>

実施する内容が事業趣旨に合致していることが必須要件となります。

<事業実施地域(市町村)の視点からの評価>

事業実施市町村が掲げる事業目標に沿ったもので、具体的な効果が期待できるかを評価します。

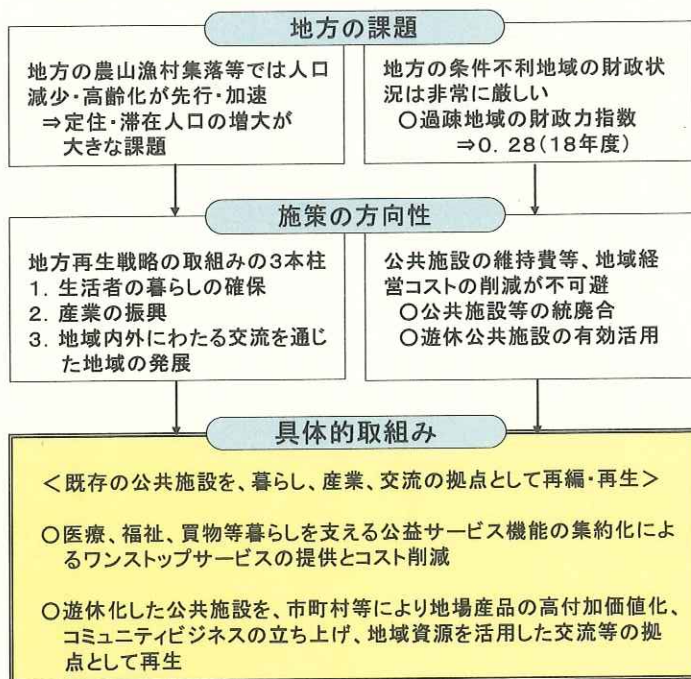
<国の視点からの評価>

公共施設の再編・再生の取り組みが他地域へ広く普及・拡大されることが期待できるか、また、管理・運営等に住民参加が期待できるかを評価します。

<継続性についての評価>

本事業では、実施市町村の活性化が図られることを期待していることから、事業期間終了後の活動の継続性について評価します。

集落活性化推進事業



再編事業

廃校舎の改修による診療所、郵便局、保育所等の複合サービス施設の整備



これからも安心じゃ!

想定される取組みの例

再生事業

廃線の駅舎を交流拠点施設に改修し、体験活動講座を開発



事業概要

人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域(過疎、山村、半島、離島、豪雪地域)において、公益サービスの維持確保、産業の活性化及び地域間交流の促進を図るため、市町村等が行う既存の公共施設を活用した施設整備等を支援する(補助率:1/2)。

平成20年度実施地区(13地区)

事業主体	施設の改修	事業概要
釧路市(北海道)	旧小学校舎 ↓ 高齢者雇用施設 障害者支援施設 子育て支援施設	住民福祉の充実を目的として、分散している高齢者雇用施設、障害者支援施設、子育て支援施設及び一時預かり保育施設を集約するため、小学校廃校舎を改修整備。
東成瀬村(秋田県)	旧小学校舎 旧克雪センター ↓ 体験交流施設	近隣の豊かな自然環境や農業資源を活かした体験交流を行い、交流人口の増加による地域のにぎわいづくりを図るため、小学校廃校舎及びそれに隣接する旧克雪センターの一部を体験交流施設として一体的に改修整備。
喜多方市(福島県)	中学校寄宿舎 ↓ 体験活動受入施設	周辺の豊かな自然環境や農林業資源を活かした体験交流を行い、交流人口の増加による地域のにぎわいづくりを図るため、中学校寄宿舎を子ども農山漁村交流プロジェクトの受入施設に改修整備。
みなかみ市(群馬県)	旧小学校舎 ↓ 認定こども園 子育て支援施設	子育て支援の充実を目的として、分散している認定子ども園及び子育て支援センターを集約化するため、小学校廃校舎を改修整備。

事業主体	施設の改修	事業概要
なかのじょうちょう 中之条町(群馬県)	旧小学校舎 ↓ 体験交流施設	地元の高齢者との連携によるわら細工、竹細工などの田舎体験による交流事業や都市部から移住した芸術家との連携による絵画、彫刻などの作品展示を行い、交流人口の増加による地域のにぎわいづくりを図るため小学校廃校舎を体験交流施設に改修整備。
かわぐちまち 川口町(新潟県)	旧小学校舎 ↓ 体験交流施設	農産物加工体験や陶芸体験など地域資源を活用した交流事業を行い、交流人口の増加による地域のにぎわいづくりを図るため、小学校廃校舎を宿泊体験交流施設に改修整備。
のとちょう 能登町(石川県)	旧小学校舎 ↓ 受粉バチ生産施設	新たな地域産業の開発による地域内の雇用創出を図るため、小学校廃校舎を在来受粉蜂の飼育生産を行う施設に改修整備。
たかやまし 高山市(岐阜県)	旧役場庁舎 ↓ 図書館 公民館 子育て支援施設	生涯学習教育・子育て支援の充実を目的として、分散している図書館及び公民館を集約するとともに、子育て親子の交流の場を設置するため、市役所支所の議会議場などの空きスペースを改修整備。
ひがしひろしまし 東広島市(広島県)	旧町役場庁舎 ↓ 図書館 公民館	生涯学習教育の充実を目的として、公民館及び図書館を集約するため、市役所支所の空きスペースを改修整備。
やまぐちし 山口市(山口県)	古民家 ↓ 宿泊体験交流施設	近隣の豊かな自然環境や農業資源を活かした体験交流を行い、交流人口の増加による地域のにぎわいづくりを図るため、古民家(地元文学作家の生家)を宿泊体験施設に改修整備。
みなみちよう 美波町(徳島県)	旧民間別荘 ↓ お試し滞在交流施設	都市住民等の移住・定住のきっかけづくりと地域住民との交流ができるように、民間事業者から無償譲渡された別荘を「お試し滞在交流施設」に改修整備。
かみじまちよう 上島町(愛媛県)	旧小学校舎 ↓ 保育所 児童受入施設 子育て支援施設	子育て支援の充実を目的として、分散している保育所、児童受入施設及び子育て支援施設を集約して、総合子育て支援施設とするため、小学校廃校舎を改修整備。
おじかちよう 小値賀町(長崎県)	旧幼稚園舎 ↓ 図書館 放課後子ども教室	子供たちの学習活動や地域の人達のふれあい交流を通じた地域活性化を図ることを目的として、分散している図書館及び放課後子ども教室を集約するため、幼稚園廃園舎を改修整備。

既存施設を活用した集落活性化方策検討調査

① 調査の概要

全国には廃校となった小中学校の校舎など、遊休化した公共施設が多く発生しています。これを住民が主体的に行う地域づくり活動の拠点として活用することは、活動の立ち上がり期における地方公共団体による支援策として効果的です。またこのとき、拠点施設単体だけではなく、その周辺を含めて、地域の資源を連携させながら地域全体の活性化を図ることが有効です。

本調査では、既存施設を活用して地域活性化に結びつけている先進事例を調査するとともに、今後既存施設の活用を検討している市町村において施設を活かした地域の活性化構想案を作成するケーススタディを実施することにより、地方公共団体として取り組むにあたってのポイント等を取りまとめます。

② ケーススタディについて（平成21年度から2年間を予定） <21年度 9団体>

1) 対象地区の選定

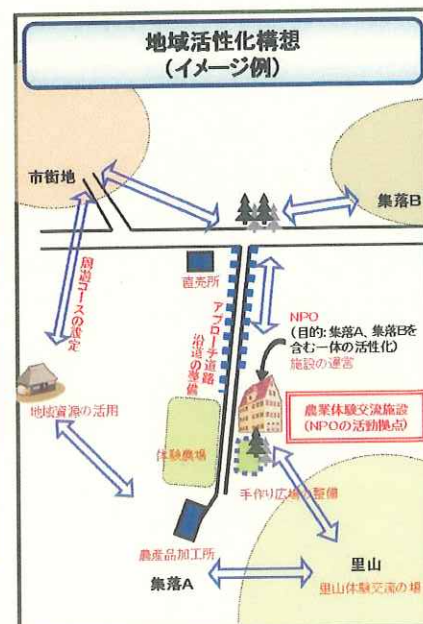
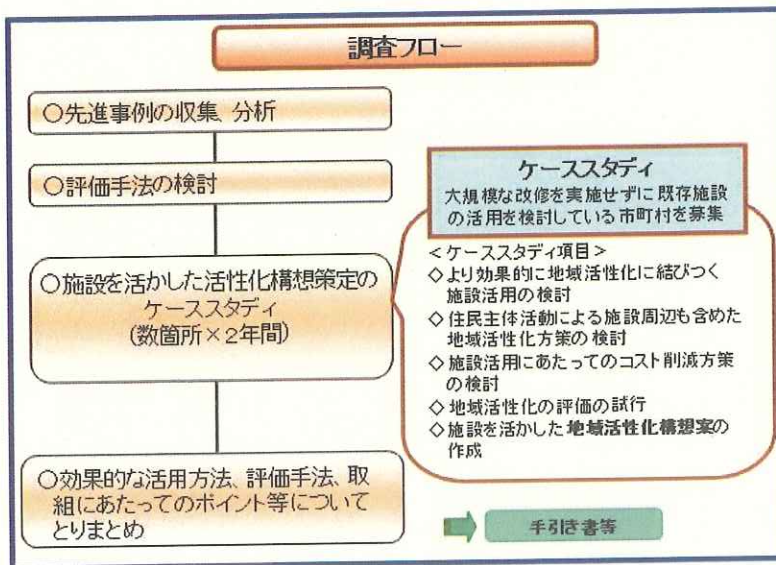
既存施設を地域づくり活動の拠点として活用することを検討している市町村の希望を募り、数地区を選定します。

2) 進め方

市町村職員、地域づくり団体ほか地域の関係者からのヒアリング等を行いながら検討を進め、市町村の意向に最大限に配慮しながら、施設を活かした地域活性化構想案を国土交通省が作成します。

3) 検討項目

ケーススタディでは、宿泊施設、体験交流施設など具体的な施設の活用方法を想定しながら、当該施設を住民主体活動の拠点とした周辺地域一帯の現実的な活性化方策を検討します。提案された方策について別途先進事例の分析を踏まえて検討する評価手法により検証した上で、施設を活かした地域の活性化構想案を作成します。



地域再生を担う人づくり支援調査

① 目的

「地方再生戦略」(平成19年11月30日地域活性化統合本部会合了承)等において触れられているとおり、地域の活性化は、住民や団体が主体となって、自らイニシアティブを発揮し、プランを描き、取り組むことが基本であるとの認識のもと、地域自らが考え、実行できる体制を強化するため、集中的に研修会、実証実験等を実施し、地域づくりの核となる担い手の育成を積極的に推進することを本調査の目的としています。

② 事業概要 <21年度 7団体>

地域自らが考え、実行できる体制を強化するため、集中的に研修会、実証実験等を実施し、地域づくりの核となる担い手の育成を積極的に推進します。

また、各地域における取組事例から、各種地域課題に対応した効率的・効果的な人材育成手法を抽出し、国が有する情報発信力を活かして全国に発信することにより、全国的な人材育成の取組の底上げを図ります。

(1) 地域リーダー研修会の実施

地域振興に取り組む地域のリーダーを対象に、研修会を実施。

(2) 集落等における地域づくり活動の実証実験

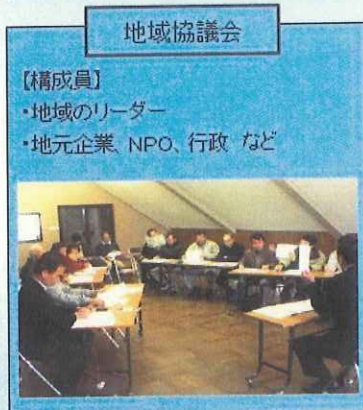
自ら考え、実行する意欲の高い地域を対象に、地域リーダー研修会参加者が中心となって開催する地区の車座研修会や地域づくりのOJTに関する実証実験を実施し、併せて、研修成果の評価と地域づくりの担い手のネットワークの形成を目的とした全国研修会を実施。

地域再生を担う人づくり支援調査【実施フロー図】

地域の活性化は、地域の住民や団体が主体となって、自らイニシアティブを発揮し、プランを描き、取り組むことが基本。地域づくりの核となる担い手の層を厚くし、地域が自ら考え、実行できる体制を強化するため、集中的に研修会、実証実験等を実施。

集落等における地域づくり活動の実証実験(モデル調査)

自ら考え、実行する意欲と能力の高い地域を対象として、地域再生を担う人づくりの活動を支援



実施

(目的) 集落等における地域づくりの担い手を育成すること
(実施内容)

- 車座研修会の実施
住民等を対象に、地域の抱えるテーマに応じた車座研修会を実施
- 地域づくりのOJT
地域のリーダーを中心に具体的目標を定め、実地活動を実施
- 国交省が主催する「地域リーダー研修会」への参加

【参考】「地域リーダー研修会」(国交省が主催)

【研修対象者】 集落や小規模市町村等の地区において、地域振興に取り組む地域のリーダー等(1地域協議会当たり3名以上)
【実施内容】 地域づくりの中心となる人材を育成するための研修
・地域の特産品を活かした地域振興、歴史・文化遺産を活かした観光振興など地域の抱えるテーマに応じた専門家、民間企業、先進地域等から講師を招き、専門的知識や課題解決のためのノウハウの習得等

地域づくりインターン事業(若者の地方体験交流支援事業)

1 事業のねらい

現在、若者の二人に一人は大都市圏で生まれ育ち、地方の暮らしを知らない世代であるといえる。地方での生活体験のない若者に対して、若者のUJIターン志向を現実の動きにつなげていくためには、生活の場としての地方を認識する機会を用意することも必要ではないかと考える。

2 事業の内容

地域づくりに熱心な取り組みを行っている地域で「体験調査員(インターン)」を受け入れ、インターンを相当期間滞在させ、地域づくり活動や地域産業の体験、地域住民との交流などに住民と一緒に参加し活動するもの。

国土交通省事業として行うものと、市町村が独自で募集するものとに分かれる。

国土交通省事業では、初めての地域に対するサポートであり二年間で終了し、以後は市町村が独自で募集する制度に移行する。

市町村が独自で募集する場合の情報発信への支援は国土交通省ホームページを通じて行っている。

- 体験調査員数：原則、一団体2名
 - 受入期間：2週間～1カ月程度
 - 受入時期：7月下旬～9月まで
 - プログラム：地域づくり活動への参加や地域産業の体験 等
- (※ なお、受け入れ団体により、若干の相違がある)

3 平成21年度派遣地域(29地域)

国土交通省事業の派遣市町村(8地域)

宮城県栗原市	福島県昭和村	静岡県東伊豆町	兵庫県加西市	島根県邑南町
岡山県吉備中央町	徳島県美馬市	長崎県南島原市		

市町村が独自で募集するもの(21地域)

北海道紋別市	北海道美瑛町	北海道平取町	山形県飯豊町	福島県川俣町
福島県川内町	群馬県桐生市・みどり市	群馬県上野村	石川県白山町	長野県天龍村
愛知県東栄町	奈良県川上村	岡山県高梁市	広島県三次市	山口県長門市
徳島県勝浦町	徳島県美波町	大分県竹田市	宮崎県西米良村	熊本県小国町
鹿児島県伊佐市				

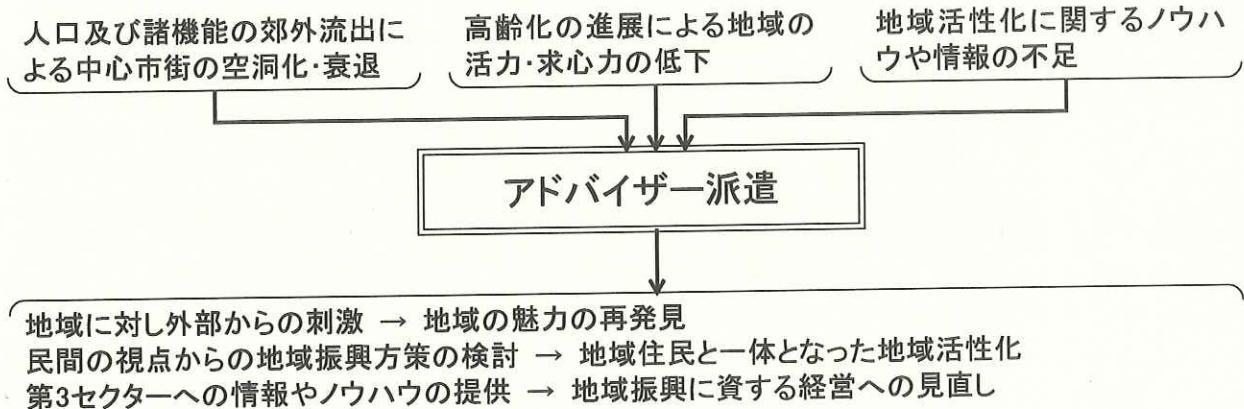
- 4 平成21年度までにインターン生を受け入れた市町村数(国土交通省事業を経たもの)
 延べ116市町村 インターン生の数 約500名(延べ数)

地域振興アドバイザー派遣制度

1 目的

地域の活性化・交流を促進するために、様々な課題を抱えている市町村へ各分野の専門家を派遣して、その専門家から助言をしてもらうことにより、自主的な地域づくり活動等を側面から支援し、もって地域の活性化に資することを目的とする。

2 概要



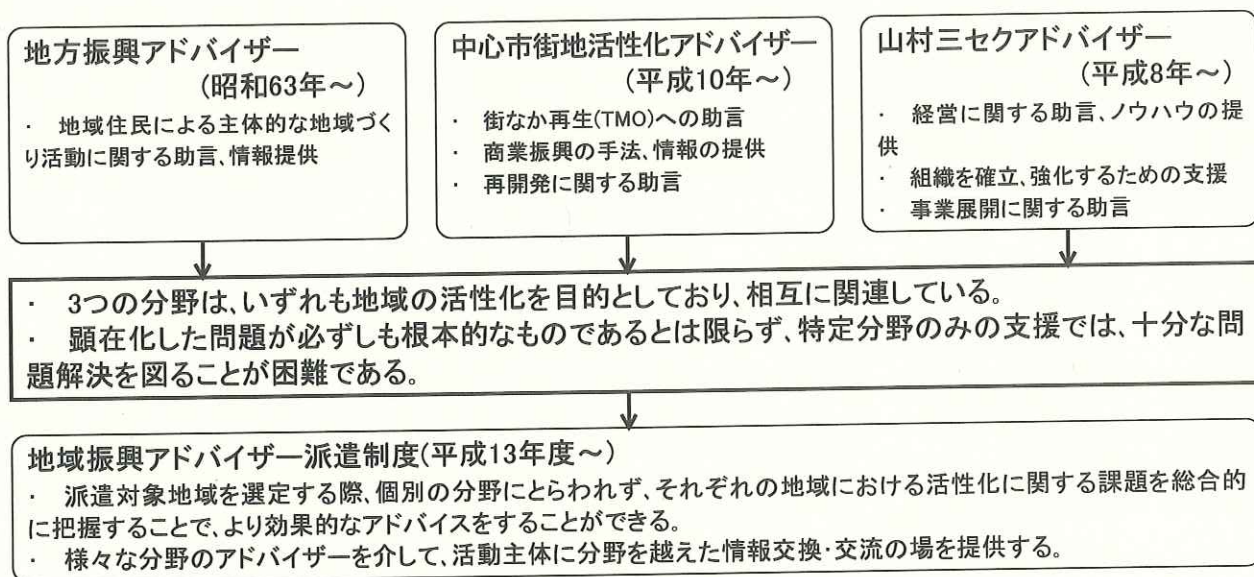
3 派遣対象市町村

- ア 一から地域づくりを行うため、その推進体制を整備しようとする市町村
- イ 長年地域づくりに取り組んで壁にぶつかっている市町村
- ウ 一定の成果をおさめて更に高次の地域づくりに取り組んでいこうとしている市町村
- エ 地方拠点都市地域
- オ 中心市街地の活性化を課題としている市町村
- カ 山村第3セクターの経営等を課題としている市町村
- キ 市町村合併検討地域及び合併後の地域づくりを課題としている地域
- ク リゾート整備を進めている地方公共団体

4 派遣要領

- 1) 派遣地区： 30地区程度
- 2) 派遣アドバイザー： 1地区当たり原則3人以内
各分野における専門的、経験的知識を有する者のうちから、派遣希望地域の課題に対し適切なチーム編成となるよう国土交通省で選定。
(特例) 地域づくりの基本的な方向・推進体制の整備等、地域づくりの基本的事項に関するアドバイスを希望する市町村については、まず1名を派遣し、その状況次第でその後の派遣を検討する。
- 3) 派遣回数： 1地区当たり原則3回以内
- 4) 費用負担 旅費(交通費、宿泊費)： 国土交通省負担
" 謝金 : 第1回についてのみ国土交通省負担

5 アドバイザー派遣制度の経緯



地方振興アドバイザー(昭和63年～)	196地域
山村第三セクター(山村三セク)アドバイザー(平成8年～)	57地域
中心市街地活性化アドバイザー(平成10年～)	30地域
地域振興アドバイザー派遣制度(平成13年度～)	128地域

6 平成21年度のアドバイザー派遣制度について

今年度は、これまで実施してきたアドバイザー派遣の効果について、その検証を行うこととしているため、上記のような派遣は行わない。